

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

年末調整での書類変更、**扶**の記載が改正

令和元年分の年末調整は、これまでと大きな変更はありませんが、令和2年分から適用される税制改正を踏まえて、提出書類のうち「令和2年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(マル扶)」が変更されています。

◆ 令和2年分から適用される所得税の改正事項

1. 基礎控除額の引上げ

基礎控除額とは、全ての納税者に対して適用されるもので、これまででは一律38万円が控除されていましたが、48万円に引上げになります。
ただし、合計所得金額が2,400万円超の人は段階的に控除額が引下げられ、2,500万円を超えた人は控除を受けられません。

2. 給与所得控除額の引下げ

給与所得控除額とは、給与所得者の給与から一定額差引くことのできる控除額のことです。給与等の収入金額により段階的に設定されていますが、その控除額が一律10万円引下げられることになりました。
また、控除の要件である「給与等の収入金額」の上限が、現行の「年収1,000万円」から「年収850万円」となると同時に、給与所得控除の上限額も現行の220万円から195万円と変更され、年収850万円超の給与所得者は結果的に増税になることとなります。

CONTENTS

年末調整での書類変更、**扶**の記載が改正…………… P.1
年末調整の準備を
お願いします!…………… P.2
キャッシュレス決済に係る
決済手数料の
消費税課税判断…………… P.3
医療費をクレジットカードで
支払った場合の、
医療費控除の時期…………… P.3
社員旅行と労災…………… P.4
「用途地域」によって
大きく変わる可能性がある
周辺環境…………… P.4
11月度の税務スケジュール…………… P.5
今月の名言録…………… P.6
無料相談会実施中…………… P.6

【基礎控除額】

合計所得金額	基礎控除
～2,400万円以下	48万円
2,400万円超～2,450万円以下	32万円
2,450万円超～2,500万円以下	16万円
2,500万円超～	0円

【給料所得控除額】

給与等の収入額	給与所得控除額
～162.5万円以下	55万円
162.5万円超～180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超～360万円以下	収入金額×30%－8万円
360万円超～660万円以下	収入金額×20%－44万円
660万円超～850万円以下	収入金額×10%－110万円
850万円超～	195万円

つまり、この二つの改正を合わせると、年収850万円までは控除額がプラスマイナス0になり、現行と比較してもさほど大きく影響しませんが、年収850万円を超えると実質的に「所得税は増税」となります。

ただし、年収850万円超の人でも介護や子育て世代の負担が増えないよう、本人、同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者である場合や23歳未満の扶養親族がいる場合は、新しく「所得金額調整控除」が創設されることになり、具体的には、下記の計算式で控除額を算出します。

$$\text{控除額} = \{ \text{給与等の収入金額(年収)} \times \text{—} 850\text{万円} \} \times 10\% \quad \text{※ 1,000万円が上限}$$



◆ 令和元年分の年末調整の変更点

年末調整の計算方法に変更はありませんが、税制改正を踏まえ令和2年分のマル扶の書式が変わっています。

・「源泉控除対象配偶者」及び「控除対象扶養親族」の所得の見積額の変更

ここに記載する「所得の見積額」とは、改正後の新たな給料所得控除額を差し引いた見積額となります。

・「単身児童扶養者」欄の創設

「住民税に関する事項」の欄の下に「単身児童扶養者」欄が新たに追加されています。これは児童扶養手当を受給している未婚のひとり親(事実婚を除く)かつ対象者の合計所得金額が135万円以下である場合、令和3年分より、個人住民税の非課税措置の対象となる改正があるためです。

書類にチェックを忘れると住民税の非課税措置が受けられないため、該当者は必ずチェックして下さい。

年末調整の準備をお願いします！

◆ 当事務所方でお手続きされる場合には
11月末を目途にご用意願います

今年も、年末調整を行う時期となりました。

「年末調整」とは、給料の支払いを受ける一人一人について、毎月(日)の給料や賞与などの支払いの際に源泉徴収した税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額(年税額)を比べて、その過不足額を精算する手続きです。

所定の申告書への記載や証明書等をご用意いただきますようお願いいたします。

◆ 年末調整の対象者

年末調整は、会社などの給与の支払者が、その役員又は使用人に対する毎月の給与等から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税(以下、所得税)の合計額と、その人が1年間に納めるべき所得税との差額を精算するものです。12月に行う年末調整の対象者は以下のとおりですが、非居住者は対象となりません。

- ・1年を通じて勤務している人
- ・年の中途で就職し年末まで勤務している人
- ・12月中に支給期の到来する給与の支払いを受けた後に退職した人
- ・上記のうち、次のいずれかに当てはまる人は除かれます
 - (1) 1年間に支払うべきことが確定した給与の総額が2,000万円を超える人
 - (2) 災害減免法の規定により、その年の給与に対する所得税の源泉徴収について、徴収猶予や還付を受けた人

◆ 必要な書類について

- ・令和2年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書……マル扶
- ・令和元年分 給与所得者の保険料控除申告書……マル保
 - ※保険料控除を受ける方は、保険会社より発行された証明書を添付
 - ※国民年金の控除を受ける方は、11月上旬に郵送されてくる控除証明書もしくは領収証書(納付済)を添付
- ・令和元年分 給与所得者の配偶者控除等申告書……マル配



【その他必要に応じてご用意頂く書類】

本年中に前職を退職した方

- ・前職分の源泉徴収票 ※源泉徴収票がないと年末調整ができませんので必ずご準備ください。

住宅借入金控除を受ける方(2年目以降)

- ・給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書
- ・銀行等より発行された借入金の残高証明書

2019年中に住宅等を購入され住宅取得控除を初めて受ける方は**確定申告**が必要です。

※次のような方は控除が受けられませんのでご注意ください。

- ・本年分の合計所得金額が3,000万円を超える方
- ・繰り上げ返済をした方で借入金の返済総年数が10年に満たなくなった方
- ・本年12月31日に住宅借入金控除を受ける建物に居住していない方

◆ マイナンバーについて

マイナンバー提出が不必要な方

- ・昨年の年末調整の際にマイナンバーをご提出された方
 - ※ただし、令和2年分のマル扶には必ずマイナンバーを記載して下さい。

マイナンバーカードや本人確認書類のコピーの提出が必要な方

- ・昨年の年末調整の際にマイナンバーを提出しなかった方
- ・本年入社した方
- ・本年結婚や出産などにより扶養親族が増えた方
 - ※上記いずれの場合もマル扶には必ずマイナンバーを記載して下さい。

※マイナンバーについては昨年の状況によって本年の取り扱いが変わります。

キャッシュレス決済に係る決済手数料の消費税課否判断

消費税率引上げと同時に、キャッシュレス・消費者還元事業が本格的にスタートしています。事業者の皆様にあつては、これを機にキャッシュレス決済端末を実質無料で入手し、対応している場合もあると思います。

このキャッシュレス決済により商品の販売を行った場合、その販売代金は、お客様が利用した決済方法に係る決済会社に応じ、ある程度の時期にまとめて入金されます。

その入金の際、ほとんどのケースにおいて決済手数料が差引かれることとなっていますが、この決済手数料に係る消費税について、改めて確認しておきましょう。



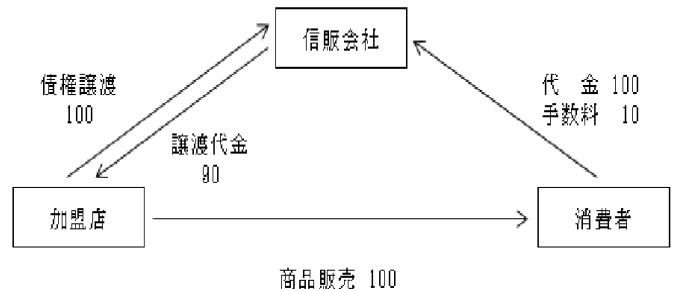
まずは、クレジットカード決済に係る決済手数料についてです。これについては、下記のような国税庁サイトで公表されている質疑応答事例があります。

次のクレジット手数料は、課税の対象となるのでしょうか。

① 加盟店が信販会社へ支払うもの

(債権譲渡の対価が安くなる部分)

⇒ 信販会社が加盟店から譲り受ける債権の額(100)と加盟店への支払額(90)との差額(10)は消費税法施行令第10条第3項第8号に該当し、非課税となります。



② 消費者が信販会社へ支払うもの

⇒ 消費者が信販会社に支払う手数料は、包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る手数料又は賦払金のうち利子に相当する額であり、非課税となります。(国税庁HPより抜粋)

この事例は、加盟店が信販会社に対して商品代金という『金銭債権』を譲渡し、譲渡代金を受取っているケースです。このような場合の決済手数料は、金銭債権の譲渡ということで、消費税は非課税として取扱われます。

決済手数料に係る消費税が非課税となるものとしては、他に、QUICPayやiDなどが該当します。ただし、1点気をつけていただきたいのは、加盟店が信販会社と直接契約ではなく、決済代行会社を通してしているケースです。このような場合には、決済代行会社に対して『金銭債権』を譲渡しているわけではないので、決済代行会社に支払う決済手数料に係る消費税は課税として捉えられます。

また、この他『金銭債権』を譲渡しないケースとしていわゆる“チャージ”方式のキャッシュレス決済手段を用いた場合の決済手数料です。こちらも、消費税が“課税”になり、代表的なものとして、交通系電子マネー、LINE Pay、Alipay、d払いなどです。

会計処理を行う上では、必ず契約書や入金に関する明細書をご覧いただき、消費税の課否判断にはご注意ください。

決済手数料に係る消費税が『非課税』となる決済手段	決済手数料に係る消費税が『課税』となる決済手段
<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカード ・QUICPay ・iD など <p>※ ただし、契約先が決済代行会社の場合には、課税</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交通系電子マネー ・LINE Pay ・Alipay ・WeChat Pay ・d払い ・楽天Edy ・nanaco ・WAON ・左の非課税となっている決済手段のうち、契約先が決済代行会社のケースなど

医療費をクレジットカードで支払った場合の、医療費控除の時期

クレジットカードで医療費を支払った場合、実際に医療機関を受診し、クレジットカード決済を行った日と、銀行口座からクレジットカード利用代金が引き落とされる日と医療費控除を行う場合の年分は、どちらで判定すべきか悩むかもしれません。

このような場合には、医療費控除の年分は、「実際に医療機関を受診し、支払うべき医療費についてクレジットカード決済を行った日(クレジットカード利用日)」で判定します。



◆ 所得税の医療費控除制度とは

所得税の医療費控除とは、その年の1月1日から12月31日までの間に、自分や同一生計の配偶者・親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が、実際に支払った医療費の額から保険金などで補てんされる金額と10万円(原則)を控除した金額を超える時、その超える部分の金額(最高200万円)を、所得から控除することができるという制度です。

◆ 医療費を「支払った」時期とは

上記の「医療費を支払った」とは、その年の1月1日から12月31日までの間に実際に支払った医療費をいうものとされています。このため、診療を受けた場合であっても、その医療費が未払となっている場合には、実際に医療費が支払われていないことから、医療費控除の対象にはなりません。

ただし、医療費をクレジットカードで支払った場合には、カード決済日(利用日)に信販会社との言わば立替払い契約が成立していると考えられます。したがって、クレジットカードで決済した医療費は、カード決済日(利用日)に医療機関に実際に支払われたものとされ、その当該日の属する年分の医療費控除の対象となります。

なお、分割払い手数料等は、医療機関への診療等の対価そのものではないことから、医療費控除の対象とはならないので注意して下さい。

社員旅行と労災

会社の休業日に、従業員の親睦旅行(日帰り)を実施する場合に、会社としては、従業員に旅行に参加することを推奨していますが、参加を強制してはいません。このような旅行中に事故等があった場合は、労災の扱いはとなるのでしょうか。



今回のようなケースでは、事故で負傷したとしても、労災保険の対象となる業務災害や通勤災害には該当しないものと考えられます。

業務災害に該当するには「業務遂行性(事業主の支配・管理下で仕事をしていること)」と「業務起因性(仕事で起きたケガであること)」という二つの要素を満たすことが必要ですが、今回のケースは自由参加かつ業務と関わりのない親睦旅行ということで、「業務遂行性」を満たさないことから、業務災害には該当しないものと考えられます。

また、旅行が業務でなければ、行き帰りに交通事故にあったとしても通勤災害に該当することはありません。

ただし、今回申し出のあった従業員が、幹事を務めていたりして、旅行に参加しなければならない立場であれば、「業務遂行性」が認められる可能性がありますのでご留意ください。

「用途地域」によって大きく変わる可能性がある周辺環境

◆ 場所によって建物の高さや用途に制限

自分の足で現状の周辺環境を確認しただけでは、わからないこともあります。それは、「この先、近隣がどう変化するか」といった将来環境です。それを知るひとつの目安となるのが、建物が立地している場所の法律上の土地区分です。

住宅が建てられるのは、「都市計画法」で「市街化区域」に指定されたエリアで、市街化を抑制すべきエリアの「市街化調整区域」には一般の住宅などは建てられないことになっています。

さらに市街化区域は「用途地域」に分類されます。これは機能的な街づくりのために、エリアごとに建築できる建物の種類、用途の制限を定めたもので、住居系、商業系、工業系の3つに分けられます。

◆ チラシのほか役所でも確認できる

例えば物件が「中高層住居専用地域」にあると今は近隣が一戸建てばかりでも、いずれはお隣にビルが建ってしまう可能性があります。

住環境を第一にするなら、用途地域が「低層住居専用地域」の物件を選ぶのがいいでしょう。

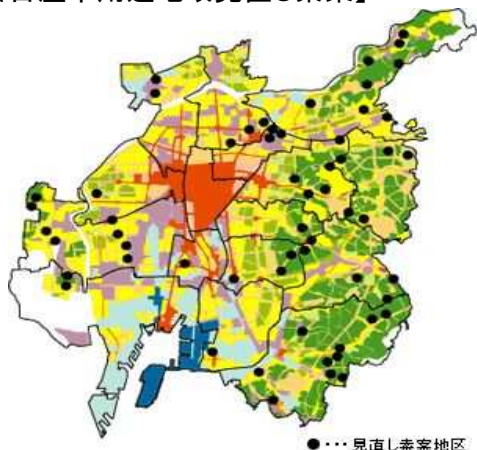
また、物件のある場所の用途地域だけでなく、周辺の用途地域も確認しておくといいでしょう。道路一本向こうが「近隣商業地域」「準工業地域」で、すぐ近所に騒音が出る施設が建ってしまうこともあるからです。

用途地域は物件チラシにも載っていることが多いですが、営業担当者に周辺の用途地域を含め確認しましょう。用途地域は、役所の都市計画課などに電話しても教えてもらえます。

◆ 公共交通機関などの都市基盤を活用し、便利な土地利用を誘導するための用途地域等の見直し

【名古屋市用途地域見直し素案】

【用途地域の分類と制限】



(1) 公共交通基盤を生かした土地利用誘導
交通公共施設の利用を中心とした都市構造の形成を図るため、名城線の環状化延伸部分、上飯田線ゆとりーとライン等の新設駅を始めとした駅付近やその周辺の区域を見直し、生活サービス施設の立地誘導、まちなか居住の促進
(2) 都市基盤整備に関連する土地利用誘導
土地区画整理事業や都市計画道路などの整備の進捗にあわせて、これらの区域を見直し、新たな宅地の供給や沿道利用の促進
(3) 土地利用変化等に対応した見直し
すでに宅地化してしまった工業系用途地域など、土地利用現況の変化への対応および指定境界の明確化のための見直し

	用途地域の種別	建てられる建物
住居系	第1種低層住居専用地域	戸建てや低層マンションのほか教育施設、銭湯、併用店舗は建てられる
	第2種低層住居専用地域	上記のほか小規模な店舗も建てられる
	第1種中高層住居専用地域	4階建て以上のマンションのほか、大学、病院、中規模のスーパーも
	第2種中高層住居専用地域	上記の他1,500㎡以内の店舗、オフィスも可
	第1種住居地域	大規模店舗・オフィス・マージャン店・パチンコ店等は制限。ホテルや飲食店は可
	第2種住居地域	マンションや大規模オフィスが混在。パチンコ店、自動車教習所なども可
	田園住居地域	農地や農業関連施設などと調和した低層住宅の良好な住環境を守る地域
	準住居地域	自動車修理工場なども建てられる
商業系	近隣商業地域	近隣住民のための店舗、オフィスなどが建てられる
	商業地域	デパート・オフィス優先地域。工場も建つ
工業系	準工業地域	環境の悪化をもたらす恐れのない工場が建てられる
	工業地域	工業の利便優先の地域。住居は建てられるが学校や病院などは建てられない
	工業専用地域	工業の利便を増進する地域。住宅、店舗、学校などは建てられない

11月度の税務スケジュール

内 容	期 限	
10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 11月11日(月)	
所得税の予定納税額の減額申請	申請期限 11月15日(金)	
9月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞	申告期限 12月 2日(月)	
所得税の予定納税額の納付(第2期分)		
3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞		
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞		
3月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)		
消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞		
消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2ヶ月分)＜消費税・地方消費税＞		
特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付		
個人事業税の納付(第2期分)		納 期 限 12月 2日(月)

今月の名言録

道を切り開く

瞬間的には自分に不運だと思えたものが、長い目でみると非常に幸運だったということがあります。

私は、京都の小さな会社で社会人としての第一歩を踏み出しました。

ところが、給料が遅配になる、ボーナスが出ない、将来の望みもない、という現実遭遇し、私は会社を辞めようと思いました。

しかし、兄に諭され、また当時の社会情勢や私の家庭環境が容易に転職を許すものではなく、私は踏みとどまらざるを得ませんでした。好むと好まざるとにかかわらず、今の仕事に喜びを見つけようとする心境に自分を変え、自分の置かれている環境の中で自分の道を切り開いていくしかなかったのです。

それから、研究に打ち込みだしたのですが、素晴らしい結果が出るのです。すると、優秀な人材もない会社ですから、目立つのか、上司から声がかかります。そうすると、張り合いができて、さらに努力をする、またほめられるというように好循環が起こり、その結果、私の人生は大きく開けていきました。

もし、最初から環境や条件に恵まれていたら、今日の私はないと思います。人生とは長いスパンでみなければ、

その真の姿は分からないのです。

(「心を高める、経営を伸ばす」 稲森和夫著 PHP研究所)



無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がお見えでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

【名古屋オフィス】〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階

TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

【四日市オフィス】〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1

TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士

不動産鑑定士

社会保険労務士

浅岡 和彦

佐々木 勝己

松永 裕美

